

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 PFI 事業 実施方針

川西市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号 最終改正：平成 23 年 6 月 1 日法律第 57 号）」第 5 条第 3 項の規定により、「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 PFI 事業 実施方針」を公表する。

平成 25 年 1 月 10 日

川西市長 大塩 民生

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業
実施方針

平成25年1月10日

川 西 市

目次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	13
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	29
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	32
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	34
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	35
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	36
第8 その他本事業の実施に関し必要な事項.....	37

添付書類

別添資料 1 : リスク分担表

別添資料 2 : 位置図

様式 1 : 実施方針等に関する説明会参加申込書

様式 2 - 1 : 事業対象校の耐震二次診断報告書を除く実施設計図書等及び参考図書等の
貸与申込書

様式 2 - 2 : 事業対象校の耐震二次診断報告書の貸与申込書

様式 3 : 実施方針等に関する質問書

様式 4 : 実施方針等に関する意見書

様式 5 : 実施設計図書等に関する質問書

様式 6 : 第 1 回現地見学会参加申込書

様式 7 : 第 1 回川西市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話参加申込書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 PFI 事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設等の種類

学校名	所在地
(ア) 川西市立桜が丘小学校	川西市日高町4番1号
(イ) 川西市立川西北小学校	川西市丸の内町7番1号
(ウ) 川西市立多田小学校	川西市多田院1丁目4番1号
(エ) 川西市立清和台小学校	川西市清和台東2丁目2番地の2
(オ) 川西市立東谷小学校	川西市見野2丁目30番1号

以下、上記の(ア)から(オ)の5校を「事業対象5校」という。

(3) 公共施設等の管理者

川西市長 大塩 民生

(4) 事業の目的

学校施設は、児童生徒の学習生活の拠点であるとともに、地震などの災害時には地域の方々の避難場所としての役割を果たす重要な役割を担っていることから、早期の耐震化が求められている。

このため、川西市（以下、「市」という。）は、平成19年度には小学校、平成20年度には中学校・特別支援学校の対象となるすべての建物の耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震補強設計、耐震補強工事を順次進めている。また、市は、学校施設の早期耐震化を市の重要施策として位置づけ、平成27年度に耐震化率を100%にすることを目標に取り組むこととしている。さらに、耐震補強工事にあわせて、学校施設の老朽化等への対応のため、トイレ改造などの大規模改造を行っているところである。

その一方で、景気低迷の影響から市税収入が減少するなど、市の財政状況が大変厳しい状況にあり、その中であって、子どもの教育環境の向上への配慮も求められているところである。市は、この課題を解決するために、民間事業者等の能力やノウハウを活用することが有効と考えている。

本事業は、民間事業者の耐震補強事業及び大規模改造事業（以下、「耐震補強事業等」という。）に関する高度なノウハウや事業遂行能力、資金力等を活用することに

より、事業費の節減及び財政支出の平準化を図りながら、必要な耐震補強を確実に実施するとともに、空調設備の整備など、子どもたちが安全かつ安心に、そして快適に学習できる教育環境の整備を行うことを目的とする。

(5) 事業の概要

本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し本事業を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)は、事業対象5校の対象棟6棟について、平成26年度から平成27年度の2か年において、耐震補強工事及び工事監理(以下、「耐震補強業務」と、大規模改造(老朽改修、質的向上等)実施設計(5校のうち2校のみ)、大規模改造工事及び工事監理(工事監理は耐震補強業務と併せて行うものとする)(以下、「大規模改造業務」という。)を行う。また、事業者は、事業対象5校のすべての棟について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく建築物及び建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く換気設備、給水設備及び排水設備)の定期点検(以下、「定期点検業務」という。)を平成26年度から平成32年度の7か年行う。

(6) 事業方式の概要

本事業の事業方式は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。)に基づき、事業者が自らの提案により、事業対象5校において耐震補強業務及び大規模改造業務を行うとともに、定期点検業務を実施するRO方式(Rehabilitate Operate)とする。

(7) 事業の範囲

ア 業務内容

耐震補強事業等の対象である事業対象5校の対象棟6棟のうち、3校4棟は、市が既に耐震補強実施設計と大規模改造実施設計の両方を実施済みの棟(以下、「設計済棟」という。)であり、2校2棟は、既に市が耐震補強実施設計を実施済みだが大規模改造実施設計は未実施の棟(以下、「大規模改造設計未済棟」という。)である。

市が作成した設計図書(仕様書、図面)において示す耐震補強実施設計及び大規模改造実施設計(以下、「標準設計」という。)に比べて、補強量、コスト又は学校運営への支障等が低減できる場合、若しくは、学校教育環境の向上に資する材料、設備、工法等を使用したい場合、入札に先立ち、技術提案(以下、「VE提案」という。)を行うことができる。VE提案にあたり、事業対象5校の対象棟6棟の第二次診断法による耐震診断とその耐震診断の第三者評価取得については、既に市において実施済みであるが、必要に応じて、事業者の責任と費用により実施することができる。

市による審査の結果、提案が採用された対象棟(以下、「VE提案棟」という。)については、事業者の責任と費用において実施設計を行い市の確認を受けたうえで、耐

震補強工事、大規模改造工事及び工事監理を行う。また、採用されたV E 提案以外については、標準設計(仮設計画を除く)に基づき、耐震補強工事、大規模改造及び工事監理を行う。

また、事業対象5校のすべての棟について、建築基準法第12条に基づく定期点検業務を実施する。

(ア) 耐震補強業務

a 耐震補強工事

b 工事監理

以下、上記のa及びbの業務を総称して「耐震補強業務」という。また、耐震補強業務の対象棟を総称して「補強対象棟」という。

注) :設計済棟については、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得、耐震補強実施設計は市が既に実施済みのため業務範囲に含めないが、必要に応じて、事業者の責任と費用により実施することができる。

(イ) 大規模改造業務

a 大規模改造実施設計()

b 大規模改造工事

以下、上記のa及びbの業務を総称して「大規模改造業務」という。また、大規模改造業務の対象棟を総称して「大規模改造対象棟」という。

なお、仮設校舎を設置する場合は、仮設校舎に関する業務を大規模改造業務に含むものとする。

注) :設計済棟については、当該業務は市が既に実施済みのため業務範囲に含めないが、必要に応じて、事業者の責任と費用により実施することができる。

(ウ) 定期点検業務

a 建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検

b 建築基準法第12条に基づく建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く換気設備、給水設備及び排水設備)の定期点検

なお、定期点検業務は対象校におけるすべての棟(付属するすべての建築物を含む)を対象として実施するものとする。以下、定期点検業務の対象棟を総称して「定期点検対象棟」という。

(工) その他事業実施に必要な業務

- a 国庫補助申請関係書類の作成支援
- b 会計検査についての支援
- c 本事業完了後の視察受入に必要な説明資料作成支援
- d その他上記業務(ア)～(工)を実施するうえで、必要な関連業務

イ 業務対象棟

事業対象5校における補強対象棟、大規模改造対象棟及び定期点検対象棟は、次のとおりとする。

【補強対象棟、大規模改造対象棟及び定期点検対象棟】

学校名	棟名	耐震補強業務	大規模改造業務		定期点検業務
			実施設計	工事	
桜が丘小学校	本校舎	1		1	
	屋内運動場等 ²				
川西北小学校	北校舎	1		1	
	南校舎	1		1	
	屋内運動場等 ²				
多田小学校	北校舎	1		1	
	南校舎等 ²				
清和台小学校	南校舎東側	1			
	屋内運動場等 ²				
東谷小学校	本校舎東側	1			
	屋内運動場等 ²				
計		6棟	2棟	6棟	

1) V E提案が可能な棟

2) 定期点検業務の対象棟の詳細は要求水準書(案)別紙1「施設台帳」参照

ウ 仮設校舎等の代替施設に関する条件

市は、耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中も通常どおり授業等にて校舎を使用する。そのため、事業者は耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中も通常どおり学校教育活動が行える状態を確保するものとする。

耐震補強業務及び大規模改造業務の実施にあたり、原則として、施工期間中に対象校以外の代替施設に一部の教室等を移転することは認めないが、川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業要求水準書(案)(以下、「要求水準書(案)」という。)に示す仮設校舎に関する条件を満たす場合は、校庭内に仮設校舎を設置し、一部の教室等の移転先として利用することは可とする。

(8) 事業者の収入及び負担

ア 事業者の収入

(ア) 耐震補強業務及び大規模改造業務に係る費用

市は、耐震補強業務に係る費用（以下、「耐震補強業務費」という。）及び大規模改造業務に係る費用（以下、「大規模改造業務費」という。）について、事業契約書においてあらかじめ定める金額をサービス購入費として支払う。

工事完了までに部分払金を、工事完了時に一括支払金を支払い、残金については事業期間の間、事業契約書に定める額を割賦方式により事業者を支払うことを想定している。

ただし、交付金に関する国の方針により、割賦支払がなくなる場合もあり、その場合は、事業者の提案に基づく耐震補強業務及び大規模改造業務の出来高に応じて、平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 か年に分けて、個別の事業対象校ごとに完成確認通知書の交付後一括して支払う。

なお、支払方法は、交付金に関する国の方針の決定後、事業契約締結までに決定する予定である。

また、部分払金及び一括支払金の支払方法等の詳細については、入札公告時に公表する入札説明書及び事業契約書(案)において提示する。

(イ) 定期点検業務に係る費用

市は、定期点検業務に係る費用（以下、「定期点検業務費」という。）について、事業契約書においてあらかじめ定める金額を、平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 か年の間、サービス購入費として支払う。定期点検業務費の支払方法等の詳細については、入札説明書及び事業契約書（案）において提示する。

(ウ) その他事業実施に必要な業務に係る費用

その他事業実施に必要な業務に係る費用については、その関連する項目の上記（ア）ないし（イ）に包含されているものとする。

(エ) 改定の考え方

物価変動等が一定程度の下降及び上昇があった場合、契約金額について協議することがある。

協議方法の詳細については、事業契約書（案）において提示する。

(オ) 補強対象棟から除外する場合のサービス購入費の減額

事業者が VE 提案により実施する耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得により、Is 値 0.75 かつ CTU・SD 0.3 の判定結果に至った棟については、補強対象棟から除外し、評価取得以降に実施予定の耐震補強業務に係る費用をサービス購入費から除くものとする。詳細については、事業契約書（案）において提示する。

イ 事業者の負担

事業者は、耐震補強業務費及び大規模改造業務費を、市からの支払いがあるまでの間、負担する。ただし、市が承諾した場合において、債権の譲渡を認めるものとする。詳細については、入札説明書及び事業契約書(案)において提示する。

(9) 事業期間

本事業の実施に係る事業期間は、事業契約の締結日（平成 25 年 12 月下旬）から平成 33 年 3 月 31 日までの約 7 年間とする。

(10) 事業スケジュール（予定）

耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の各業務の事業スケジュールは、次のとおり予定している。

(ア) 耐震補強業務 平成 26 年 1 月上旬から平成 28 年 3 月 31 日

(イ) 大規模改造業務 平成 26 年 1 月上旬から平成 28 年 3 月 31 日

(ウ) 定期点検業務 平成 26 年 4 月上旬から平成 33 年 3 月 31 日

また、上記の各業務は、対象校毎に下表に記載した年度に実施するものとする。事業者は、この実施年度の範囲内において、事業者の提案により、業務の実施期間を設定することが可能である。

【耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の実施年度】

学校名	業務内容	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
桜が丘小学校	工事							
	点検	建築物						
		建築設備						
川西北小学校	工事							
	点検	建築物						
		建築設備						
多田小学校	工事							
	点検	建築物						
		建築設備						
清和台小学校	工事							
	点検	建築物						
		建築設備						
東谷小学校	工事							
	点検	建築物						
		建築設備						

注) 工事 () : 耐震補強工事及び大規模改造工事の実施年度

点検 () : 定期点検業務の実施年度

2 実施方針に関する事項

(1) 実施方針等に関する説明会

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、以下のとおり、実施方針、要求水準書（案）、実施方針及び要求水準書（案）とあわせて公表する川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業落札者決定基準（案）（以下、「落札者決定基準（案）」という。）並びに添付書類等（以下、「実施方針等」という。）に関する説明会を開催する。参加については参加企業1社につき最大3名までとするが、多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻の変更を行うこともある。なお、当日実施方針等は配布しないので、各自持参すること。

開催日時：平成25年1月18日（金）午後2時から
（受付開始：午後1時30分から）

開催場所：川西市役所7階大会議室

参加申込方法：説明会への参加を希望する企業は、市のホームページより、実施方針等に関する説明会参加申込書（様式1）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「実施方針等に関する説明会参加申込（企業名）」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

申込先：川西市総合政策部財政室
電子メール：kawa0004@city.kawanishi.lg.jp

申込期限：平成25年1月17日（木）午後5時 必着

(2) 実施設計図書等及び参考図書等の貸与

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、市が実施し作成した耐震第二次診断報告書、耐震補強実施設計図書及び大規模改造実施設計図書（実施設計に係る積算関連資料（金抜き内訳書）を除く。以下総称して「実施設計図書等」という。）並びに事業対象5校の竣工図やボーリングデータ、実施設計に係る積算関連資料（金抜き内訳書）及び大規模改造設計未済棟の大規模改造設計仕様書等の参考図書・資料（以下総称して「参考図書等」という。）を、次のとおり希望者に貸与する。

ア 実施設計図書等及び参考図書等の貸与の日時及び場所

(ア) 事業対象校の耐震二次診断報告書を除く実施設計図書等及び参考図書等
()

上記実施方針等に関する説明会終了後に、説明会場にて、事前に希望した民間事業者に電子データを配布する。ただし、貸与部数に限りがあるの

で、貸与部数を超える申込があった場合は、貸与期間を定め申込順に貸与する。詳しくは、説明会当日で説明する。

注)桜が丘小学校及び清和台小学校のボーリングデータを除く(ボーリング資料がないため)

(イ) 事業対象校の耐震二次診断報告書

平成25年1月18日(金)以降において、川西市都市整備部まちづくり推進室営繕課にて、事前に希望した民間事業者に希望する資料の原本を土日祝日を除く3日間に限り貸与する。

イ 実施設計図書等及び参考図書等の貸与が可能な者

次の事項を満たす民間事業者について、実施設計図書等及び参考図書等の貸与を可能とする。

(ア) 本事業の入札に参加しようとする民間事業者

(イ) 図面等資料の受領時に「第2-4(2)」の要件を満たしている、又は平成25年度川西市一般競争入札参加有資格者名簿(以下、「平成25年度資格者名簿」という。)により「第2-4(2)」の要件を満たす予定の民間事業者

ウ 貸与申込方法

a 事前申込時

申込方法:実施設計図書等及び参考図書等の貸与を希望する企業は、市のホームページより、実施設計図書等及び参考図書等の貸与申込書(様式2-1、2-2)のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「実施設計図書等及び参考図書等の貸与申込(企業名)」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

(ア) 耐震二次診断報告書を除く実施設計図書等及び参考図書等(様式2-1)

(イ) 耐震二次診断報告書(様式2-2)

申込先:川西市総合政策部財政室

電子メール: kawa0004@city.kawanishi.lg.jp

申込期限:平成25年1月17日(木) 午後5時 必着

ただし、(イ)事業対象校の耐震二次診断報告書については、随時申込みを受け付け、受付順に貸与する。

b 実施設計図書等及び参考図書等の受領時

事前に市に送信した実施設計図書等及び参考図書等の貸与申込書(様式2-1、2-2)を、押印のうえ、実施設計図書等及び参考図書等の受領時に該当する様式を提出すること。当該押印済申込書と引換えに実施設計図書等及び参考図書等

の貸与を行う。

なお、民間事業者は貸与された実施設計図書等及び参考図書等は貸与期間内に、速やかに市に返却するものとする。

(3) 実施方針等に関する質問・意見及び実施設計図書等に関する質問の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問・意見及び実施設計図書等に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

提出方法:市のホームページより、実施方針等に関する質問書(様式3)及び意見書(様式4)、実施設計図書等に関する質問書(様式5)のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「実施方針等に対する質問・意見及び実施設計図書等に関する質問(企業名)」と明記すること。

申込先:川西市総合政策部財政室

電子メール: kawa0004@city.kawanishi.lg.jp

提出期間:平成25年1月21日(月) ~ 平成25年2月1日(金)

なお、市の判断により、質問及び意見の提出を行った民間事業者に対してヒアリングを行うこともある。

(4) 第1回現地見学会の実施

民間事業者の本事業に係る理解向上等のため、事業対象5校について現地見学会を実施する。

ア 見学場所及び日時

(ア) 川西市立川西北小学校(川西市丸の内町7番1号)

平成25年1月25日(金)午後3時から午後4時30分まで

(イ) 川西市立桜が丘小学校(川西市日高町4番1号)

平成25年1月26日(土)午前9時から午前10時30分まで

(ウ) 川西市立多田小学校(川西市多田院1丁目4番1号)

平成25年1月26日(土)午前11時から午前12時30分まで

(エ) 川西市立清和台小学校(川西市清和台東2丁目2番地の2)

平成25年1月26日(土)午後1時30分から午後3時まで

(オ) 川西市立東谷小学校(川西市見野2丁目30番1号)

平成25年1月26日(土)午後3時30分から午後5時まで

イ 現地見学会の参加が可能な者

次の事項を満たす民間事業者について、現地見学会の参加を可能とする。

- (ア) 本事業の入札に参加しようとする民間事業者
- (イ) 第1回現地見学会の実施日に「第2 4(2)」の要件を満たしている、又は平成25年度資格者名簿により「第2 4(2)」の要件を満たす予定の民間事業者

ウ 参加申込方法

申 込 方 法：第1回現地見学会の参加を希望する企業は、市のホームページより、第1回現地見学会参加申込書（様式6）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「第1回現地見学会参加申込（企業名）」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

申 込 先：川西市総合政策部財政室
電子メール：kawa0004@city.kawanishi.lg.jp

申 込 期 限：平成25年1月23日（水） 午後5時 必着

エ その他の条件

- (ア) 参加人数は、1社あたり3名までとする。
- (イ) 学校内の教育活動等に支障のないように留意すること。
- (ウ) 見学の際には、名札又は企業名を記載した腕章を着用すること。また、校舎内見学に際してはスリッパを持参すること。
- (エ) 見学ルートや詳細については、別途各応募者に連絡する。
- (オ) 学校内の駐車場は利用できないため、公共交通機関等を利用すること。

(5) 第1回市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話の実施

特定事業の選定にあたり、本事業への入札参加を前向きに検討する民間事業者（以下、「入札参加希望者」という。）の意見を事前に聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、市と入札参加希望者の意思の疎通を図るための個別対話（以下、「個別対話」という。）を実施する。

個別対話は、あくまで市と入札参加希望者の意思疎通を図る場であり、入札参加希望者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、入札参加希望者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

なお、特定の入札参加希望者との個別対話のなかで出た話題で、全ての入札参加希望者に周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じてホームページにてその内容を公表する。

ア 個別対話の開催日及び開催場所

開 催 日：平成 25 年 2 月 6 日（水）
1 社あたり 60 分を予定する
開 催 場 所：川西市役所 4 階 401 会議室

イ 個別対話の参加が可能な者

次の事項を満たす民間事業者について、個別対話の参加を可能とする。

- (ア) 本事業の入札に参加しようとする民間事業者
- (イ) 個別対話の実施日に「第 2 4 (2)」の要件を満たしている、又は平成 25 年度資格者名簿により「第 2 4 (2)」の要件を満たす予定の民間事業者

ウ 参加申込方法

個別対話の参加を希望する企業は、市のホームページより、川西市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話参加申込書（様式 7）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「個別対話の参加申込（企業名）」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

申 込 先：川西市総合政策部財政室
電子メール：kawa0004@city.kawanishi.lg.jp
申 込 期 間：平成 25 年 1 月 28 日（月） ～ 平成 25 年 2 月 1 日（金）

エ 実施時間等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とするが、参加申込者が多数の場合は、参加できないこともあるので、早めに申し込むこと。

なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった民間事業者すべてに別途連絡する。

オ その他の条件

- (ア) 参加人数は、原則として、1社あたり3名までとする。
- (イ) グループ組成を予定している複数社で出席することも可とするが、その場合の合計人数は6名までとする。
- (ウ) 市側の出席者は、市総合政策部財政室、市教育委員会事務局職員及び市都市整備部まちづくり推進室営繕課並びに「第25(3)オ」に示すアドバイザー業務に関与した者とする。

(6) 実施方針等に関する質問・意見及び実施設計図書等に関する質問への回答

実施方針等に関して提出された質問・意見及び実施設計図書等に関して提出された質問に対する回答は、質問・意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成25年2月15日(金)を目途に公表するが、個別に回答を行わないものとする。
なお、質問・意見を行った者の企業名は公表しないものとする。

(7) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、必要に応じて、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には実施方針等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

3 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 基本的な考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFMに関するガイドライン」、実施方針等への民間事業者の意見等を踏まえ、本事業を市自ら実施した場合に比べて、PFI事業として実施することにより、効果的かつ効率的に事業が実施されると判断した場合に特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに平成25年4月上旬に市のホームページにて公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定である。

2 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

	日 程	内 容	
平成 25 年	1月10日（木）	実施方針等の公表	
	1月10日（木）～1月17日（木）	実施方針等に関する説明会参加申込の受付 実施設計図書等及び参考図書等の貸与申込の受付	
	1月18日（金）	実施方針等に関する説明会の開催並びに実施設計図書等及び参考図書等の貸与	
	1月21日（月）～1月23日（水）	第1回現地見学会参加申込の受付	
	1月21日（月）～2月1日（金）	実施方針等に関する質問・意見及び実施設計図書等に関する質問の受付	
	1月25日（金）～1月26日（土）	第1回現地見学会の実施	
	1月28日（月）～2月1日（金）	市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話の参加申込受付	
	2月6日（水）	第1回市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話	
	2月15日（金）頃	実施方針等に関する質問・意見及び実施設計図書等に関する質問への回答	
	4月上旬		特定事業の選定・公表 入札公告、入札説明書等の公表
			入札説明書等に関する説明会の開催並びに実施設計図書等及び参考図書等の貸与
	4月中旬～4月下旬	第1回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の受付・回答	
	5月上旬	第1回個別現地見学の受入	
	5月中旬	第2回市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話	
	5月中旬～6月上旬	第2回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の受付・回答	
	5月中旬～下旬	入札参加表明書受付・参加資格審査結果通知 【第1次審査】	
	6月上旬～中旬	V E 審査申請書の受付	
	6月中旬～7月中旬	V E 審査申請書の審査（第2次審査）	
7月中旬	V E 審査の結果通知		
7月下旬	第2回個別現地見学の受入		

8月中旬	入札提案書類(VE提案書を含む)の受付及び開札(本入札)
8月中旬～9月下旬	入札提案書類(VE提案書を含む)の審査・ヒアリング【第3次審査】
9月下旬	優秀提案者の選定 落札者決定・公表
10月上旬	基本協定の締結
11月中旬	審査講評の公表 仮契約の締結
12月中旬～下旬	事業契約の締結

3 募集手続き等

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付する。

市は、入札公告時に入札説明書において予定価格を公表する。また、最低制限価格については設定しないものとする。

(2) 入札説明書等に関する説明会の開催

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、入札説明書等に関する説明会を開催する。説明会の具体的な日程、申込み方法等については、入札説明書において提示する。

市は、実施方針等に対する質問・意見及び実施設計図書等に関する質問を踏まえ、入札公告時においても関係図書を公表する予定である。

(3) 第1回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の受付

入札説明書等の記載内容及び実施設計図書等に関して質問の受付を行うものとする。質問受付の具体的な日程、方法等については、入札説明書において提示する。

(4) 第1回個別現地見学の受入

民間事業者の本事業に係る理解向上等のため、応募者の希望により、夏休み期間中に応募者が個別に事業対象5校の現地見学を実施することが可能な機会を設ける予定である。個別現地見学の具体的な日程、方法等については、入札説明書において提示する。

(5) 第2回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の受付

第1回個別現地見学後において民間事業者が本事業について一層の理解向上等を図る機会として、入札説明書等の記載内容及び実施設計図書等に関して、第2回目の質

問の受付を行うものとする。質問受付の具体的な日程、受付の方法等については、入札説明書において提示する。

(6) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知（第1次審査）

本事業の応募者に、本事業に関する入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査(第1次審査)の結果は、応募者に通知する。入札参加表明書等の受付及び資格審査の具体的な日程、受付の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。また、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(7) VE 審査申請書の受付及び VE 審査の結果通知（第2次審査）

事業提案書の作成にあたり、標準設計に比べて、補強量、コスト又は学校運営への支障等が低減できる場合、若しくは、学校教育環境の向上に資する材料、設備、工法等を使用したい場合、入札に先立ち、VE 提案を行うことができる。

市は、応募者が提出したVE 審査申請書について提案の採用の可否を審査(以下、「VE 審査(第2次審査)」という。)し、その審査結果を応募者に個別に通知するが、審査にあたり、必要に応じて提案内容の確認を行うことがある。

なお、VE 審査申請書の提出の時期、提出の方法、申請に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

(8) 第2回個別現地見学の受入

資格審査通過者が、入札書及び事業提案書を提出するにあたり事業提案内容の妥当性を確認することができるよう、応募者の希望により、応募者が個別に事業対象5校の現地見学を実施することが可能な機会を設ける予定である。第2回個別現地見学の具体的な日程、方法等については、入札説明書において提示する。

なお、第2回個別現地見学の受入れ後は、入札説明書等の記載内容及び実施設計図書等に関しての質問の受付は実施しないものとする。

(9) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき、入札書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書(以下、「入札提案書類」という。)の提出を求める。

このうち、VE 提案を行った応募者は、VE 審査の結果通知に基づき、入札提案書類(VE 提案書類を含む)を提出するものとする。

本事業を落札した事業者は、VE 提案棟については、事業者の責任と費用において実施設計を行い市の確認を受けるとともに、VE 提案以外については、標準設計(仮設計画を除く)に基づき本事業を実施することを前提として、契約を締結するものとする。

なお、入札提案書類(VE提案書類を含む)の提出の時期、提出の方法、提案に必要な入札提案書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者等の構成

ア 入札参加者の定義

入札に参加する者(以下、「入札参加者」という。)の構成については、次のとおりとする。

- a 入札参加者は、事業対象5校6棟を対象に市の求める耐震補強業務及び大規模改造業務を、事業対象5校におけるすべての棟を対象に市の求める定期点検業務を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業(以下、「構成企業」という。)により構成されるグループ(以下、「参加グループ」という。)とする。
- b 入札参加者は、大規模改造設計未済棟の大規模改造実施設計を行う企業(以下、「設計企業」という。)、耐震補強工事及び大規模改造工事を行う企業(以下、「施工企業」という。)、工事監理を行う企業(以下、「工事監理企業」という。)及び定期点検業務を行う企業(以下、「維持管理企業」という。)により構成されるものとする。なお、構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う者を協力企業とする。
- c 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立しても構わない。ただし、SPCを設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければならない。
 - (a) 落札者となった参加グループの構成企業のうち施工企業(代表企業を含む)は、必ずSPCに出資すること。
 - (b) 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行うこと。
 - (c) 構成企業以外のSPCへの出資は認めない。
 - (d) 出資者である構成企業は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。
 - (e) SPCから直接業務を受託することができるのは、構成企業のみとする。

イ 代表企業の選定

- a 入札参加者は、構成企業である施工企業の中から参加グループの代表企業(単体企業)を定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするもの

とする。

- b 代表企業は、本入札への入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する詳細な責任の内容については、入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）において提示する。

ウ 構成企業の要件

- a 施工企業は、工事監理企業の業務を実施することはできないものとし、工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の（a）から（e）までのいずれにも該当しない者であること。

（a）工事監理企業が、施工企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。

（b）工事監理企業が、施工企業の資本総額の 50%を超える出資をしている。

（c）施工企業が、工事監理企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。

（d）施工企業が、工事監理企業の資本総額の 50%を超える出資をしている。

（e）工事監理企業の代表権を有する役員が、施工企業の代表権を有する役員を兼ねている。

エ 複数応募の禁止

- a 参加グループの構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係又は人的関係のある者（ ）は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

（ ）資本関係のある者

以下のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

（a）親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合

（b）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（ ）人的関係のある者

以下のいずれかに該当する者。ただし、（c）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- (c) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下、同じ。)
が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1
項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ね
ている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通参加資格要件

参加グループの全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- a 川西市入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- b 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2
条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しく
は実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- c 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- d 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖
命令を受けている者。
- e 旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会
社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基
き更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、
国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- f 民事再生法(平成 12 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基
き再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、
国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- g 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)
第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定に
よる会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- h 旧破産法(大正 11 年法律第 71 号)又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基
づき破産の申立て、又は旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)に基づき和議開始の
申立てがなされている者。
- i 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関
係又は人的関係のある者(「5(2)オ」を参照)
- j 「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 PFI 事業者選定委員会」(「5(1)」
で規定)の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者(「5
(2)」を参照)

イ 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

なお、事業者がSPCを設立する場合にあつては、SPCから(ア)から(エ)の企業として業務を受託する者も同様とする。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとする。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。

- a 平成 25 年度資格者名簿の「建築士事務所」に登録されていること。
- b 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- c 平成 7 年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会に耐震改修計画を作成し評価書を取得した実績を有する一級建築士を、自社において 1 名以上有し、本事業に係る大規模改造実施設計及び VE 提案を行った対象棟の耐震補強実施設計(耐震補強計画に係る第三者機関の評価を取得する場合は当該取得業務を含む)にあたる者として、配置しうること。
- d 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士を管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)として配置すること。なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

(イ) 施工企業

施工企業は、単体又は複数とし、単体の場合は a の要件、複数の場合は b の要件を満たすこと。

a 単体の場合の要件

- (a) 平成 25 年度資格者名簿の「建築一式工事」に登録していること。
- (b) 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、平成 25 年度資格者名簿の「建築一式工事」について、1,200 点以上であること。
- (c) 建設業法の規定を遵守し、次の要件をすべて満たす、同法第 26 条に基づく監理技術者を、工事期間中において専任かつ常駐で適切に配置すること。なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

ア) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。

イ)建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(d)平成 7 年度以降に完成済みで、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、延べ床面積 1,500 m²以上の鉄筋コンクリート造の建築物の耐震改修又は補強工事の施工実績を有していること。なお、共同企業体として有する工事实績については、以下のとおりとして取り扱うものとし、自社の監理技術者等を専任で配置した場合に限る。

ア) 2 社の場合、30%以上の出資比率があれば、100%の実績

イ) 3 社の場合、20%以上の出資比率があれば、100%の実績

ウ) 4 社の場合、15%以上の出資比率があれば、100%の実績

b 複数の場合の要件

施工企業の代表者として参加グループの代表企業を定めること。なお、施工企業は参加グループとして次の(a)から(c)の要件を、施工企業の代表者は次の(d)から(h)の要件を、代表者以外のすべての構成企業は次の(d)から(f)の要件を、それぞれすべて満たしていること。

(a) 施工企業の構成企業数は 3 者以下とすること。

(b) 同一業種(建築工事)又は異なる業種による構成企業が工事を適切に分担すること。なお、施工企業の各構成企業の分担工事額については参加グループの提案によるものとする。

(c) 各構成企業は、平成 25 年度資格者名簿の「建築一式工事」のうち、当該構成企業が実施する工事に対応した工種(以下、「対象工種」という。)に登録していること。

(d) 市内建設業者(建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち主たる営業所を川西市内に有する者(以下、「市内建設業者」という。))で協力企業は除く)にあつては、平成 25 年度資格者名簿の対象工種の格付等級が A ランクであること。

(e) 市内建設業者以外の者(協力企業は除く)にあつては、次の要件をすべて満たすこと。

ア) 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格者名簿の対象工種に該当する種類(「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」)について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ) 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、平成 25 年度資格者名簿の対象工種に応じて、建築工事及び電気工事の場合は 700 点以上、管工事の場合 750 点以上であること。

(f) 建設業法の規定を遵守し、構成企業毎に次の要件をすべて満たす、同法第 26 条に基づく監理技術者又は主任技術者(以下、「監理技術者等」という。)を、工事期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

ア) 各現場に配置する監理技術者等のうち 1 名は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。

イ) 監理技術者は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ウ) 主任技術者は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る主任技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する主任技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(g) 平成 7 年度以降に完成済みで、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、延べ床面積 1,500 m²以上の鉄筋コンクリート造の建築物の耐震改修又は補強工事の施工実績を有していること。なお、共同企業体として有する工事实績については、以下のとおりとして取り扱うものとし、自社の監理技術者等を専任で配置した場合に限る。

ア) 2 社の場合、30%以上の出資比率があれば、100%の実績

イ) 3 社の場合、20%以上の出資比率があれば、100%の実績

ウ) 4 社の場合、15%以上の出資比率があれば、100%の実績

(h) 「建築一式工事」について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が 1,200 点以上であること。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。

a 平成 25 年度資格者名簿の「建築士事務所」に登録されていること。

b 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

c 耐震診断に関する次の講習会のいずれかを受講し修了している工事監理者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。）を1名以上配置すること。

（a）社団法人文教施設協会主催「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂版）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

（b）財団法人日本建築防災協会主催「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2001年改訂版）講習会」

d 配置する工事監理者はすべて、当該工事監理企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士であること。なお、落札後においては実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

（エ）維持管理企業

a 平成25年度資格者名簿の「建築士事務所」に登録されていること。

b 建築物の定期点検については一級建築士、二級建築士、建築基準法施行規則第4条の20の規定を満たす建築基準適合判定資格者、特殊建築物等調査資格者又は国土交通大臣の定める資格を有する者を、定期点検業務を行う者として配置すること。

c 定期点検業務を行う者は、維持管理企業と、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

ウ 事業者の市内業者に対する契約に関する事項

a 事業者は、主たる営業所を川西市内に有する者（以下、「市内業者」という。）を構成企業又は2次下請けまでの協力企業として3者以上として、本事業を実施するものとする。

b 事業者は、構成企業のうち市内業者の分担事業費及び市内業者が構成企業から2次下請けまでの協力企業として契約した金額（以下、「市内協力企業契約額」という。）との合計額（以下、「市内業者契約額」という。）は、耐震補強業務費、大規模改造業務費及び定期点検業務費の合計額の15%以上としなければならない。ただし、次に示す場合の市内協力企業契約額は、市内業者契約額に含めないものとする。

（a）市内の協力企業が市内の設計企業、工事監理企業又は維持管理企業から直接業務の一部を受託する場合

（b）市内の協力企業が、市内の施工企業が分担する業務の一部を受託又は請け負う場合

エ 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加資格を有すると認められた参加グループの構成企業又はS P Cから業務を受託する者が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- a 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、参加グループの構成企業又はS P Cから業務を受託する者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該参加グループは原則として失格とする。ただし、参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業(ただし、代表企業を除く。)又はS P Cから業務を受託する者(ただし、代表企業を除く。)の変更ができるものとする。
- b 落札者決定日から事業契約締結日までの間に、参加グループの構成企業又はS P Cから業務を受託する者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業(ただし、代表企業を除く。)又はS P Cから業務を受託する者(ただし、代表企業を除く。)の変更ができるものとし、市は変更後の参加グループと仮契約を締結できるものとする。

(3) 入札参加に関する留意事項

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(ア) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書及び耐震補強計画図の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原

則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、耐震補強計画図等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

エ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

カ 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 落札者の選定

(1) 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 PFI 事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

(2) 選定委員会の設置

市は、本事業における落札者の選定において、競争性、公平性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置する。

ア 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、耐震補強業務費、大規模改造業務費及び定期点検業務費による「入札価格に関する事項」と、事業提案書等の提案内容による「定性的審査に関する事項」について総合的に審査を行い、優秀提案者として最も適当な者を選定する。選定委員会は市に選定結果を答申し、市は、その結果に基づき落札者を決定する。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

イ 審査事項

選定委員会における審査項目は、落札者決定基準（案）において公表する。

ウ 落札者の決定

市は、選定委員会による優秀提案者の選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

エ 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「契約の相手方」等を市のホームページにおいて公表する。

(ア) 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、審査の結果はホームページを通じて公表する。

(イ) 落札の無効

川西市契約規則第 26 条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

(ウ) 落札の取消し

市長は、選定された参加グループの構成企業が、事業契約締結までに、入札公告時に公表する入札説明書に定める入札参加資格を喪失したときは、落札を取り消すこととなる。ただし、代表企業以外の構成企業が、入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、やむを得ない事業による場合は、市と協議を行うこととする。

(エ) 審査講評の公表

市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

オ 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

- ・川西市総合政策部財政室

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

- ・三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
- ・株式会社 東畑建築事務所
- ・弁護士法人 御堂筋法律事務所

6 提示条件

(1) 事業者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

(2) 事業契約の締結等

ア 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後、7日間を目途に、市を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

イ 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

事業計画及び契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

ウ 事業契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき事業契約に関する協議を行い、平成25年11月中旬に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、平成25年12月中下旬を予定している。

エ 違約金の支払い

落札者は、市と事業契約しない場合、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を支払うこととする。

オ 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(3) S P C を設立する場合の特例

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として S P C を設立する場合には、市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、S P C と事業契約を締結するものとする。S P C は事業契約の仮契約の締結までに設立することを要する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任ある履行について

事業者は、事業契約書に定めるところに従って、誠実に業務を遂行し、責任を履行しなければならない。

2 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、別添資料1「リスク分担表(案)」に示すとおりとする。なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、入札公告時に公表する入札説明書に添付する事業契約書(案)において提示する。

3 業務の要求水準

事業者が遵守すべき業務の要求水準は、入札公告時に公表する入札説明書に添付する要求水準書において提示する。

4 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとする。

事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、事業者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の額を契約保証金として、契約締結前までに納付しなければならない。ただし、事業者は契約保証金の納付に変えて、川西市契約規則第44条に掲げる担保を提供することができる。

5 市による本事業の実施状況の確認(モニタリング)

市は事業者が入札説明書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

市による本事業の実施状況の確認は以下(1)から(3)までのとおりである。

(1) モニタリングの実施時期、実施内容及び実施方法等

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、入札説明書等の規定に基づき、事業契約締結後、市と事業者で協議し、市が決定する。

なお、モニタリングの時期とその概要については、次に示すとおりとするが、市が必要と考える場合においては、随時に独自の方法及び手段によりモニタリングを実施するものとする。

ア 業務着手時

事業者は、業務着手前に業務全体に関する工程表を市に提出し、市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

イ VE提案により必要となる業務の着手時

市は、事業者によるVE提案により必要となる業務（耐震補強計画、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得、大規模改造計画・設計等）が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、業務水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

ウ 大規模改造実施設計時

市は、事業者により行われた大規模改造実施設計が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、当該業務の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

エ 耐震補強工事及び大規模改造工事の実施時

事業者は、適宜、耐震補強工事及び大規模改造工事の状況について市の確認を受けることとする。ただし、この確認は、耐震補強工事及び大規模改造工事の状況・水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。また、事業者は、市が要請した際には、耐震補強工事及び大規模改造工事の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認・報告を行うものとする。

オ 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受けることとする。この際、市は、耐震化工事後の性能等が事業契約書において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、耐震性能及び大規模改造等の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は補修又は改善を求めるものとする。

カ 定期点検業務開始後

市は、定期点検業務開始後において、定期的に業務の実施状況を確認する。

キ その他

(ア) 事業者は、打合せ時に必要な資料等を市に提出し、業務水準が反映されていることの確認を受けること。

(イ) 事業者は、業務の各段階で、市の求めに応じて状況の報告を行うこと。

(2) モニタリングの費用の負担

モニタリングに係る費用は市の負担とする。ただし、市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う必要がある業務に係る費用は、事業者の負担とする。

(3) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業者の提供するサービスがあらかじめ定められた条件、または要求水準を下回ることが明らかになった場合には、その内容に応じて是正勧告、支払の延期、支払額の減額、契約解除等の措置をとる。

なお、減額等の考え方については、入札説明書及び事業契約書(案)において提示する。

6 事業期間中の事業者と市の関わり

本事業は事業者の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

原則として市は事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は事業者に資金を提供する金融機関と協議することもあり得る。

7 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 基本方針

本事業の実施にあたっては、「第1 1(4)事業の目的」を十分に踏まえ、以下の点を考慮すること。なお、詳細な内容については、要求水準書(案)を参照すること。

(1) 学校教育活動への配慮

- ア 夏休み期間を中心とした工事の実施や工期短縮など学校教育活動に配慮した施工計画とすること。
- イ 施工中及び施工後において、十分な採光及び通風を確保すること。
- ウ 施工中の騒音、振動、粉塵、臭気について、回避・低減できる工法及び施工計画とすること。
- エ 施工後において、空間、動線、設備等の機能を十分に確保すること。
- オ 運動会、入学・卒業式等の学校行事や地域活動等の学校運営に配慮した施工計画とすること。
- カ 安全・安心な学校教育活動の確保に配慮した定期点検業務を実施すること。

(2) 安全性への配慮

- ア 施工期間中、学校利用者(児童・生徒、教職員、保護者等)及び近隣住民等の安全確保に関する対策を講じること。
- イ 平常時及び災害時における緊急車両(救急車、消防車等)や物流車(給食搬入等)の安全通行に関する対策を講じること。

(3) 施工の確実性・安全性

施工が事業期間中に確実に行われ、施工中の安全性が確保されるよう、無理のない工法及び施工計画とすること。

(4) 周辺への配慮

工事期間中に周辺の生活環境へ与える影響を想定して、それに関する対策を講じること。

(5) 環境への配慮

発生材等の適正処理の実施や省資源・省エネルギー、ライフサイクルコストの低減など環境に配慮した業務を実施すること。

(6) 維持管理への配慮

本事業完了後の維持管理に配慮した業務を実施すること。

2 事業に供される公共施設等の概要

(1) 対象施設

事業対象5校における補強対象棟、大規模改造対象棟及び定期点検対象棟の概要は、次のとおりである。

事業対象5校の概要

学校名	棟名	耐震補強対象棟	大規模改造対象棟		定期点検対象棟	延床面積	竣工	構造	階数
			実施設計	工事					
桜が丘小学校	本校舎	1		1		4,042	S46	RC	5
	屋内運動場等					- 2	- 2	- 2	- 2
川西北小学校	北校舎	1		1		1,628	S48	RC	3
	南校舎	1		1		4,634	S47	RC	3
	屋内運動場等					- 2	- 2	- 2	- 2
多田小学校	北校舎	1		1		1,903	S53	RC	4
	南校舎等					- 2	- 2	- 2	- 2
清和台小学校	南校舎東側	1				4,821	S46	RC	4
	屋内運動場等					- 2	- 2	- 2	- 2
東谷小学校	本校舎東側	1				6,197	S46	RC	4
	屋内運動場等					- 2	- 2	- 2	- 2

1) 設計が完了している棟

2) 定期点検業務の対象棟の詳細は要求水準書(案)別紙1「施設台帳」を参照

(2) 立地条件

対象5校の位置については別添資料2「位置図」に示すとおりである。

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 協議方法に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について、市と事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行うものとする。

協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定、方法及び期間等、その他具体的措置については入札説明書とあわせて公表する事業契約書(案)において提示する。

2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所伊丹支部を第一審の専属所轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本事業の確実な履行を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 契約解除等の方法に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが要求水準書及び提案内容に基づき契約時に定められるサービス水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。

(イ) 事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

(ウ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

(エ) 上記の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じる損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

(イ) 上記の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は事業者が生じる損害を賠償するものとする。

(3) 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の措置等は想定していない。

3 その他支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関して、市は必要に応じて協力を行う。

第8 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

川西市ホームページ：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

2 担当部局

本事業の事務局は下記の通りである。

〒666-8501 兵庫県川西市中央町1-2番1号 川西市役所4階

川西市総合政策部財政室

072(740)1130

電子メール kawa0004@city.kawanishi.lg.jp

【別添資料1：リスク分担表（案）】

リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書等の誤り及び内容の変更に関するもの		-
	契約リスク	2	市議会の議決を得られないことまたは不可抗力事由による契約締結の遅延・中止	1	1
		3	上記以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		-
		4	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	-	
		5	本事業に直接関連する法令の変更、新たな規制立法の成立		-
	法令変更リスク	6	上記以外の法令の変更、新規立法の成立	-	
		7	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に 関するもの		-
	税制変更リスク	8	本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設及び 変更に関するもの		-
		9	上記以外の税制の変更	-	
		10	事業管理者として市が取得すべき許認可の 取得が遅延又は取得できなかった場合（VE 提案によるものを除く）		-
	許認可リスク	11	業務の実施に関して事業者が取得する べき許認可の取得が遅延又は取得できなかった 場合	-	
		12	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、 その他）等による事業への影響		-
	政策変更リスク	13	学校施設の耐震補強工事及び大規模改造工 事自体に関する近隣住民の反対運動、訴訟、 要望などへの対応		-
		14	上記以外の近隣住民の反対運動、訴訟、 要望、苦情などへの対応	-	
	住民対応リスク	15	事業者が行う業務に起因する環境問題（ 騒音、振動、臭気、水質汚濁、有害物質の 排出等）に関する対応	-	
		16	市の責めに帰すべき事由により第三者に 与えた損害の賠償		-
	第三者賠償 リスク	17	事業者の責めに帰すべき事由により第 三者に与えた損害の賠償	-	
		18	市及び事業者のいずれの責にも帰すこと ができず、また計画段階において想定し得 ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑 り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦 争、暴動その他の人為的な事象による施設 の損害によるもの	2	2

リスクの種類		番号	リスクの内容	負担者		
				市	事業者	
共通	債務不履行リスク	19	市の債務不履行による中断・中止		-	
		20	事業者の債務不履行による中断・中止	-		
	支払遅延・不能リスク	21	市から事業者へのサービス対価の支払遅延、支払不能		-	
	経済リスク	資金調達リスク	22	本事業に必要な資金の確保(事業者負担分)	-	
		金利変動リスク	23	金利の変動	-	
		物価変動リスク	24	物価変動によるコストの変動	3	3
設計施工段階	測量・調査リスク	25	VE提案棟について、市が提供した耐震診断報告書に誤りがあった場合	4	4	
		26	市が提供した実施設計図書に誤りがあった場合	5	5	
		27	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合	-		
		28	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎等の構造等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	6	6	
	計画リスク	設計リスク	29	事業者の提案内容、判断の不備によるもの	-	
		計画・設計変更リスク	30	市の提示条件・指示の不備、要望による設計・施工条件の変更によるもの		-
			31	VE提案により標準設計を変更したことによる工事費の増加や許認可・第三者評価等が取得できない場合、事業の遅延等		
	工事リスク	工事費増加リスク	32	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加		-
			33	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	-	
		工期遅延リスク	34	市の責めに帰すべき事由により、契約で定められた期日までに工事が完了しない場合		-
			35	事業者の責めに帰すべき事由により、契約で定められた期日までに工事が完了しない場合	-	
		騒音・振動の発生	36	事業者が工事を実施する際に生じた騒音・振動により、事業対象5校内で行う学校教育活動等に影響を与えた場合	7	
	工事監理リスク	37	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	-		

リスクの種類		番号	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
要求性能未達リスク		38	工事完了後の市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合	-	
維持管理段階	定期点検リスク	39	事業者の行う定期点検業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合	-	
		40	市の要因(業務内容、対象範囲の変更指示等)による定期点検業務費の増加		-
	41	市の要因以外の要因による定期点検業務費の増加(共通段階におけるリスク分担項目に含まれるものを除く)	-		
	耐震性能リスク	42	事業者が実施した業務の瑕疵が、瑕疵担保期間中に発見された場合	-	
		43	事業者が実施した業務の瑕疵が、瑕疵担保期間経過後に発見された場合		-
44		事業対象5校の経年劣化や市が行う維持管理の不備等により耐震性能が低下した場合		-	

注) :リスクの負担者又は、主たるリスクの負担者 :従たるリスクの負担者

- (1) 市議会の議決が得られないことまたは不可抗力により契約締結が遅延・中止した場合、それまでにかかった市、事業者(落札者)の費用は、それぞれの負担とする。ただし、事業者の構成企業、協力企業又はSPCから業務を受託する者が、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより、市議会の議決が得られなかった場合、市、事業者(落札者)の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書(案)において提示する。
- (3) 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合、一定調整する。より詳細な調整方法については、事業契約書(案)において提示する。
- (4) VE提案棟について、市が提示した耐震診断報告書に誤り(耐震診断報告書作成後の経年変化による現況との齟齬は含まない。)があることが判明し、これにより事業者提案書類の耐震補強計画等の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに起因する追加費用は市が負担することを原則とする。ただし、事業者は市に誤りの内容を直ちに通知する義務を負い、当該誤りについて事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、当該誤りの発見時期以前(提案書類提出時を含む。)に、発見することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合には、見直し内容について市と事業者の間で十分な協議を行ったうえで、見直しに

要する追加費用のうち合理的な費用を市が負担するものとする。

当該誤りの発見時期が、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期よりも遅延した場合、又は、当該誤りについての事業者からの市に対する通知が事業者の責めにより遅延した場合も、見直しに要する追加費用のうち一部を市が負担するが、より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。

- (5) 市が提示した実施設計図書に誤り（実施設計図書作成後の経年変化による現況との齟齬は含まない。）があることが判明し、これにより事業者提案書類の耐震補強工事等の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに起因する追加費用は市が負担することを原則とする。ただし、事業者は市に誤りの内容を直ちに通知する義務を負い、当該誤りについて事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、当該誤りの発見時期以前（提案書類提出時を含む。）に、発見することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合には、見直し内容について市と事業者の間で十分な協議を行ったうえで、見直しに要する追加費用のうち合理的な費用を市が負担するものとする。

当該誤りの発見時期が、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期よりも遅延した場合、又は、当該誤りについての事業者からの市に対する通知が事業者の責めにより遅延した場合も、見直しに要する追加費用のうち一部を市が負担するが、より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。

- (6) 事業者が実施した測量、調査の結果、または工事施工中に、既存校舎等の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥があることが判明し、これにより事業者提案書類の耐震補強計画等の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに起因する追加費用は市が負担することを原則とする。ただし、当該欠陥について事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、当該欠陥の発見時期以前（提案書類提出時を含む。）に、発見することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合には、見直し内容について市と事業者の間で十分な協議を行ったうえで、市は当該欠陥の除去修復に起因して事業者に発生した合理的な追加費用を負担する。

当該欠陥の発見時期が、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期よりも遅延した場合、又は、当該欠陥についての事業者からの市に対する通知が事業者の責めにより遅延した場合も、見直しに要する追加費用のうち一部を市が負担するが、より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。

- (7) 市は、学校運営に支障がない範囲で工事に協力するものとする。

【別添資料2：位置図】

